

答 申

第1 当部会の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人の障害支援区分の有効期限が令和4年11月30日で満了となることから、処分庁は、令和4年10月21日に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）第20条第2項に規定する心身の状況等の調査（以下、「認定調査」という。）を行った。処分庁が、この認定調査結果に基づき一次判定を行ったところ、一次判定結果は障害支援区分2となった。
- 2 令和4年11月30日、法第15条に規定する市町村審査会は、一次判定結果、医師意見書等に基づき、審査請求人にかかる障害支援区分にかかる審査判定を行ったところ、障害支援区分は、一次判定結果と同様の区分2となった。
- 3 処分庁は、上記2の結果を受けて同日付で審査請求人に対して、障害支援区分2とする障害支援区分変更認定を通知した。
- 4 審査請求人は、本件処分に関して令和5年2月22日付けで、兵庫県知事に対し、審査請求を行った。

第3 関係法令等の定め

- 1 障害支援区分とは、「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。」（法第4条第4項）とされており、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（以下「基準省令」という。）において、「非該当」及び「障害支援区分1～6」までの7つの段階が示されている。（基準省令第1条第1号～第7号）
- 2 市町村は、市町村審査会が行う障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとしてされている。（法第21条第1項）
- 3 障害支援区分に関する審査に関する認定調査については、基準省令で認定調査の項目が定められるとともに、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」（平成26年（2014年）4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部。以下、「認定調査員マニュアル」という。）において、調査項目ごとの目的、調査の留意点及び判断基準が示されており、これに沿って調査は行われている。なお、認定調査票の特記事項の欄には、必要に応じて、調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載することとされている。
認定調査員マニュアルでは、認定調査については、「市町村職員又は市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等であって、都道府県が行う障害支援

区分認定調査員研修を修了した者」が実施することとされている。

- 4 認定に当たっては、市町村審査会での審査の前に、認定調査結果及び医師意見書の一部項目により、一次判定用ソフトを活用した判定（一次判定）が行われる。市町村審査会における審査については、「市町村審査会運営要綱」（平成 26 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者総合支援法における障害支援区分市町村審査会委員マニュアル」（平成 30 年（2018 年）9 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）が定められており、その中で審査判定については次のように定められている。

- (ア) 市町村審査会は、審査対象者について、認定調査票及び医師意見書に記載された内容に基づき、基準省令に定める区分に該当することについて審査及び判定を行うこと。
- (イ) 一次判定で活用した認定調査項目等と、特記事項及び医師意見書の内容に係る明らかな矛盾の有無を確認して一次判定結果を確認し、確定させること。
- (ウ) 一次判定結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した上で、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定結果で必要とされる支援の度合いに相当するかを確認して、障害支援区分を判定（二次判定）すること。ただし、既に一次判定で勘案された心身の状況（一次判定で活用した項目と一致する特記事項や医師意見書の内容）や「支援の必要性が高い」等の抽象的な支援の必要性のみの記載では二次判定での変更はできないこと。

第 4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求人の状態

審査請求人は、生来的に知的障害を有しており、重度の知的障害があると認定されているが、従前より福祉サービスを利用して、現住所にて単身にて生活している。

また、審査請求人は、従前より障害厚生年金 2 級を受給している。

(2) 審査請求人の生活状況

審査請求人は、上記の通り生来的に知的障害があり、小学生の頃にはてんかん発作のため 2 年間休学していたこともあった。長らく両親と共に生活していたが、両親の死亡後は単身で生活しており、婚姻歴は無い。

かつては就労していた時期も長くあったが、平成 29 年頃からふらつきや手の震えなどが顕著になり、病院にて脊髄小脳変性症の診断を受け、就労が困難な状況となった。

また、従前より障害福祉サービスを利用して日中活動を行ってきたが、介護保険への移行に伴い、介護保険サービスも並行して利用している。近時では、ふらつきによる転倒で顔面を殴打するなどの事象も生じているが、ホームヘルパーを利用するなどして、何とか在宅生活を維持している状況である。

外出についても、上記ふらつきによる転倒のリスクがあるため、ヘルパーによる支援が必要であり、ガイドヘルパーによる外出支援が行われている。

(3) 本件処分の不当性

処分庁は、審査請求人に対し令和4年11月30日付けで本件処分をしているが、上述のとおり、審査請求人は、生来的な知的障害があり、生活状況等に変化は見られないこと、及び加齢により身体的な機能低下がみられ、むしろADLの低下が認められる状況であること、からすれば、従前の支援区分より下げるような状況には全くないことは明らかである。

したがって、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分は、事実に反し、また不当な評価をしている違法な処分と言わざるを得ない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 障害支援区分認定について

処分庁は、本件処分を行うにあたり、審査請求人が通所している事業所に認定調査員を訪問させて、審査請求人に対し、法第20条第2項に規定する認定調査を行った。

通所事業所では、本人の心身状況等を確認のうえ、介護支援専門員等から提出された書類も確認しながら、認定調査を行っている。

障害支援区分認定の更新は、前回の結果を考慮して行うものではないが、前回と今回で変動があった項目を比較すると、支援程度が重くなっているものも、軽くなっているものもあるが、各項目の特記事項と評価に矛盾する点は見られない。

これらの点から、処分庁が行った手続きは適切なものであり、審査請求人の状態像の評価についても妥当なものであると考えられることから、これに基づき、処分庁が行った本件処分は不当又は違法な点はない。

(2) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の趣旨

本件審査請求は棄却すべきである。

2 審査庁の判断の理由

関係法令等に則り適切に障害支援区分認定が行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法に基づき適正に行われている。

第7 当部会の判断

1 審理手続について

審査庁における審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第

1 項及び第 2 項、第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項等の規定に基づき適正に行つたものと認められる。

2 本件処分について

(1) 障害支援区分認定について

審査請求人は、障害支援区分 2 とした本件処分を取り消し、従前どおり障害支援区分 4 とすることを求めている。その根拠として、審査請求人が、知的障害があり、生活状況等に変化が見られないこと、加齢による身体的な機能低下、ADL の低下が認められる状況であることから、従来の障害支援区分より下げるような状況にないとの主張であるが、処分庁が行つた認定調査の各項目に対する具体的な事例を挙げた反論ではない。

一方で、処分庁は、認定調査には、審査請求人が毎日通所している事業所において本人の心身の状況等を確認した上で、当該事業所や介護支援専門員から提出された書類等も確認しながら、認定調査票を作成しているなど認定調査は適切に行われていると認められる。よって、各調査項目に関する評価は審査請求人の状態を正しく反映したものと考えることが妥当である。

また、障害支援区分の更新にあたっては、従前の障害支援区分を考慮することとはされていないが、前回認定時（令和元年 10 月 11 日調査）と今回認定時（令和 4 年 10 月 21 日調査）において変動があつた項目を比較すると別表のとおりとなり、支援の程度が一律に軽くなっているわけではなく、項目によっては重くなっているものや軽くなっているものが見られること、各調査項目の特記事項に記載された内容と評価にも矛盾する点は見られないこと、また、医師意見書の「精神障害の機能評価」も前回と比較して状態が悪化していることが読み取れることなどから、処分庁における障害支援区分の審査判定は適切に行われているものと考えることが妥当である。

なお、要介護度も、前回認定時も今回認定時も要介護 1 から変更はなく、精神障害者保健福祉手帳の等級は、前回認定時には 2 級だったものが、今回認定時には 3 級となっている。

以上の点からすれば、処分庁が行つた手続きは適切なものであり、審査請求人の状態像の評価についても妥当なものであると考えられ、これらに基づき処分庁が行つた本件処分について不当又は違法な点は認められない。

(2) その他

その他、本件処分に関して違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、当部会は、前記第 1 のとおり判断する。

(表)

項 目	今回	前回
移動や動作等に関連する項目		
1-6 両足での立位保持	1 支援が不要	<u>2 見守り等の支援が必要</u>
1-9 移動	2 見守り等の支援が必要	<u>3 部分的な支援が必要</u>
1-10 衣類の着脱	1 支援が不要	<u>2 見守り等の支援が必要</u>
1-12 えん下	<u>2 見守り等の支援が必要</u>	1 支援が不要
身の回りの世話や日常生活等に関連する項目		
2-7 薬の管理	1 支援が不要	<u>2 部分的な支援が必要</u>
2-12 調理	2 部分的な支援が必要	<u>3 全面的な支援が必要</u>
2-16 交通手段の利用	<u>2 部分的な支援が必要</u>	1 支援が不要
意思疎通等に関連する項目		
3-3 コミュニケーション	<u>2 特定の者であればコミュニケーションできる</u>	1 日常生活に支障がない
3-4 説明の理解	<u>2 理解できない</u>	1 理解できる
行動障害に関連する項目		
4-4 昼夜逆転	1 支援が不要	<u>5 ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要</u>
4-31 集中力が続かない	1 支援が不要	<u>2 希に支援が必要</u>

項 目	今回	前回
4-32 自己の過大評価	<u>2</u> 希に支援が必要	1 支援が不要
4-33 集団への不適応	<u>2</u> 希に支援が必要	1 支援が不要
精神障害の機能評価（1～5で評価、数字が大きい方が障害の程度が重い）		
8-2 二軸評価 能力障害	<u>2</u>	1
8-3 生活障害評価 食事	<u>2</u>	1
8-4 生活障害評価 生活リズム	<u>2</u>	1
8-5 生活障害評価 保清	<u>2</u>	1
8-7 生活障害評価 服薬管理	<u>2</u>	なし
8-8 生活障害評価 対人関係	<u>2</u>	1